

岩 国 市 自 治 会 ハ ン ド ブ ッ ク

(令和6年度版)



岩国市

岩国市民憲章

錦帯橋に象徴される美しいまち岩国
わたしたちは この地を愛し
ふるさとが育てた偉人に学び 教養を高め
誇れる岩国を築き 引き継ぐために
この憲章を定めます

大切にしたいもの

それは みんなの夢 みんなの命
守りたいもの

それは 豊かで美しい自然
伝えたいもの

それは 歴史や伝統 文化の薫り
広げたいもの

それは 世代や地域を超えた人の和
創りたいもの

それは 岩国の輝かしい未来

(平成 23 年1月1日制定)

目 次

1	自治会について	1
2	自治会長就任届	1
3	広報紙等配布業務	3
4	報償金等振込口座の申出	4
5	清掃等作業の事前届出書提出及び事前連絡	8
6	ふれあい補償制度（市民活動賠償補償制度）	12
7	「地縁による団体」の認可制度	16
8	岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金	17
9	岩国市みんなの夢をはぐくむ交付金	18
10	岩国市市民活動人材育成事業補助金	19
11	岩国市防犯灯電気料金助成事業	20
12	岩国市防犯灯設置事業費補助金	22
13	自治会加入促進について	28
14	ごみ集積場所の設置等に係る手続き	29
15	関係所管課及び主な公共施設の連絡先	34

自治会運営に関する資料

・自治会総会資料（例）	35
・自治会定期総会議事録（例）	41
・自治会定期総会書面決議（案内）（例）	42
・自治会定期総会書面決議（議事録）（例）	43
・自治会規約（例）	44
・自治会会員名簿取扱い規程（例）	48

各種様式

・自治会長就任届	49
・報償金等振込口座相手方登録申出書	51
・清掃等作業事前届出書	53
・岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金要望書	55
・岩国市防犯灯設置事業費補助金交付申請書	57
・ごみ集積場所届出書	59

昨年度からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ✓ **自治会長就任届について（2,49 ページ）**
様式が変更となりました。
- ✓ **広報等配送業務について（3 ページ）**
広報等配送業務において、健康推進課が発行している健康だより「お元気ですか」の配布回数が年6回から年4回に変更になりました。
- ✓ **清掃等作業事前届出書について（11,53 ページ）**
様式が変更となりました。
- ✓ **岩国市みんなの夢をはぐくむ交付金について（18 ページ）**
岩国市みんなの夢をはぐくむ交付金について、新たに項目を設けました。

1 自治会について

自治会とは、住民の方たちが生活する地域を基盤として、お互いに協力し合い、住みよい町を作るために自主的に組織された任意団体であり、地域住民の親睦と連帯の場として重要な役割を担っています。

岩国市には約 800 の自治会があり、広報活動、地域安全活動、環境美化活動などさまざまな活動が行われています。

2 自治会長就任届

自治会組織把握等のため、毎年度当初に提出をお願いします。

① 自治会長の変更の有無にかかわらず提出してください。

自治会長が決定後、早急に提出をお願いします。また、年度の途中で自治会長の変更があった場合には、速やかに届け出てください。

② 記入については、記入例（2 ページ）を参照してください。

③ 加入世帯数及び必要部数は、広報紙等配布報償金の算定根拠及び広報紙等の配布数となりますので、正確な数字を記入してください。

（※年度途中で世帯数の変更があった場合でも、報償金の額は年度当初に提出された世帯数で算出されます。）

④ 自治会長就任届は、次のいずれかの窓口に提出してください。

- ・ 出張所のある自治会は、各出張所
- ・ 本庁 地域づくり推進課 ・ 各総合支所 地域振興課 ・ 各支所

※メールでの提出及び、電子申請も可能です。

◎メールでの提出の場合

様式を岩国市のホームページの地域づくり推進課

（<https://www.city.iwakuni.lg.jp>）からダウンロードしていただき kyoudou@city.iwakuni.lg.jp にPDF形式で送ってください。

◎電子申請の場合

二次元バーコード対応機種スマートフォン端末から、下図のバーコードを読み込んで、申請することができます。





自治会長就任届

記入例

年 月 日

ご同意いただけない場合は、照会の都度自治会長に電話連絡し同意を得た上で情報提供しますので、日中連絡のつく携帯番号等の連絡先を記入してください。

自治会名 錦 帯 自 治 会

帯数・班数について

ふりがな	いわくに たろう		性別（任意）	
氏名	岩国 太郎		☒ 男 ・ ☐ 女 ☐ その他	
個人情報の取扱いについて	自治会に関係する次に掲げる照会であると岩国市が認めた場合に限り、岩国市以外に個人情報を提供することについて同意します。 （ ☒ 同意する ・ ☐ 同意しない ） ※どちらかに☑してください。 【自治会に関係する照会】 ・自治会に関する工事等を行う際の工事業者からの照会 ・不動産業者からの近隣対応のための照会 ・地域住民からの自治会に加入するための照会 ・地域住民からの自治会活動等に関する照会 ・市主催、共催、後援のイベントを開催するに当たり、実行委員会等からの近隣自治会に交通規制等の案内を送付するための照会 ・市議会議員及び公益的団体からの公益的な目的に使用するための照会 ※ 上記以外の事項の照会があった場合は、電話連絡等で同意を得た上で、情報提供します。 ※ 国、県、他の地方公共団体等の行政機関から公共事業の実施に必要なため申請があった場合は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき自治会長の同意を得ずに必要な限度の個人情報を提供することがあります。			
住所	② 〒 740-0017 岩国市今津町一丁目〇番〇号			
□携帯番号	③ 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	□電話番号	〇〇-〇〇〇〇	
	〇	□FAX 番号	〇〇-〇〇〇〇□	
就任年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	4月1日現在の加入世帯数	④ 100	世帯
	☒ 新任 ・ ☐ 継続	4月1日現在の班数	⑤ 5	班
広報紙配布先・必要部数について（空白箇所は上記項目の①～⑤の項目を適用します）				
氏名	① 岩国 太郎		広報紙の必要部数	④ 102 部
住所	② 〒 740-0017 岩国市今津町一丁目〇番〇号		班回覧の必要部数	⑤ 5 部
			電話番号	③ 〇〇-〇〇〇〇
広報紙等配布報償金振込口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
	岩国銀行	岩国支店	普通預金	0001900
			口座名義人	
			錦帯自治会 会長 岩国太郎	

自治会集会所について

Q1. 自治会に集会所はありますか（☒はい ・ ☐いいえ）

Q2. Q1 ではいと答えた自治会へお尋ねします。その集会所は以下のどれにあたりますか。

（☒ 自治会所有 ・ ☐ 賃貸 ・ ☐ 市所有 ・ ☐ その他（ ））

- 加入世帯数は、広報紙等配布報償金の算定根拠となりますので、正確に記入してください。（4月1日現在の世帯数で1年間の報償金を算出いたします。年度途中で世帯数の変更があった場合でも報償金の額は変わりません。）
- 広報紙配布先・必要部数に変更があるときは、新しい部数を配布するため、配布日の15日前までに、地域づくり推進課へ御連絡ください。電話連絡で結構です。

【連絡先】地域づくり推進課：29-5015

3 広報紙等配布業務

岩国市では、広報紙その他の文書配布等の業務を自治会にお願いしています。広報いわくにの発行（1日号、15日号）に合わせて毎月2回に分けて、市から委託した業者が各自治会へ配送し、各戸配布及び班回覧をお願いしています。



定期配布物の予定（追加・変更する場合があります。）

依頼機関名	配布物名称	年間配布回数	配布方法
秘書広報課	広報いわくに	年間 24 回	各戸配布
岩国市議会	市議会だより	年間 4 回	各戸配布
健康推進課	健康だより 「お元気ですか」	年間 4 回	各戸配布
人権課 男女共同参画室	さくら 2 1	年間 2 回	各戸配布
リサイクルプラザ	エコフレンズいわくに	年間 12 回	班回覧
農林振興課	緑の募金	年間 1 回	各戸配布
環境事業課	ごみ収集カレンダー	年間 1 回	各戸配布
岩国市社会福祉協議会	社協だより	年間 5 回	各戸配布
山口県広報広聴課	ふれあい山口	年間 4 回	各戸配布
くらし安心安全課	消費生活センターからのお知らせ	年間 1 回	各戸配布

令和 6 年度広報紙等配送スケジュール

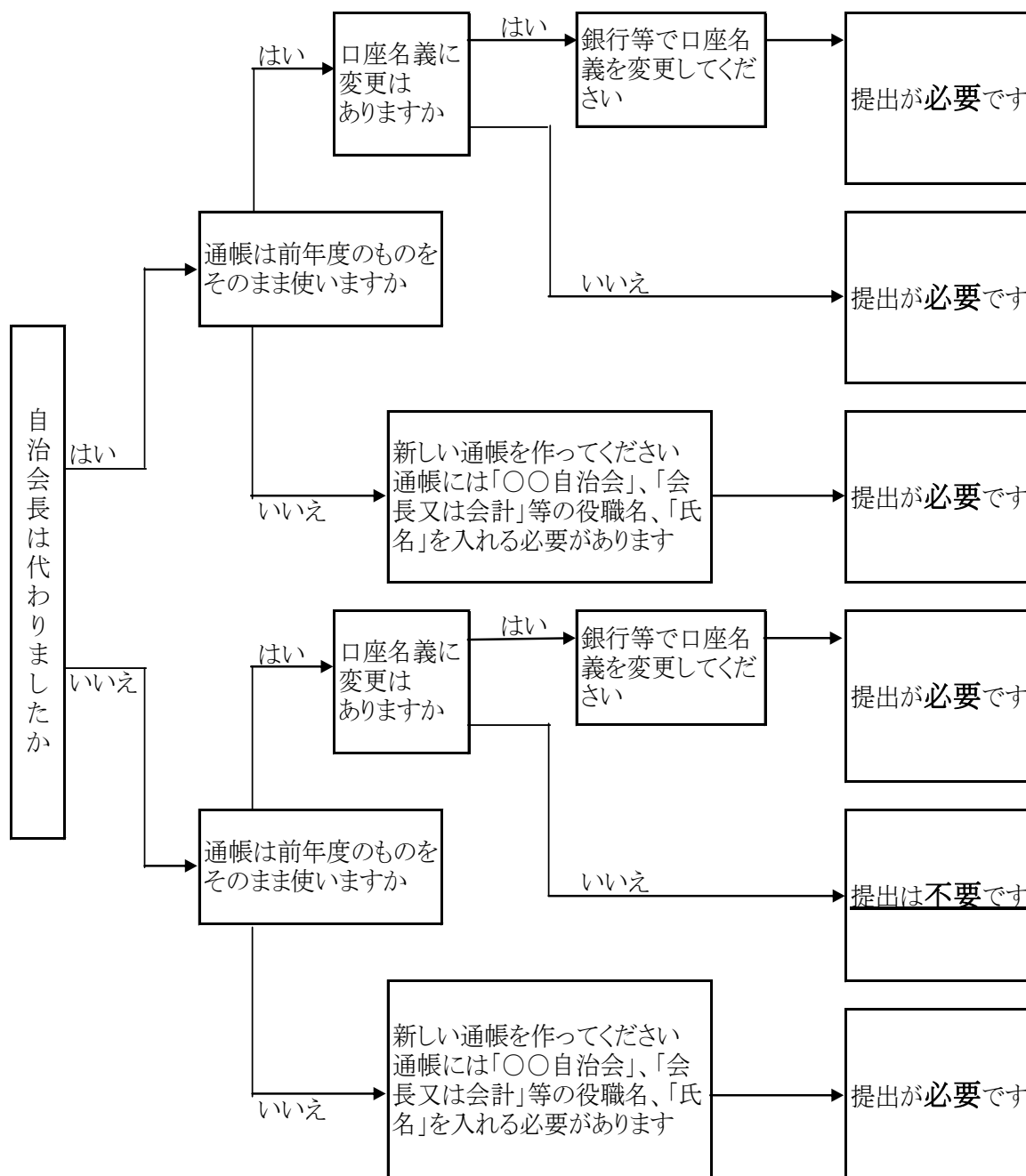
発行号	配送日	発行号	配送日
4月15日号	4月 11 日(木)	10月15日号	10月 10 日(木)
5月 1日号	4月 25 日(木)	11月 1日号	10月 29 日(火)
5月15日号	5月 10 日(金)	11月15日号	11月 12 日(火)
6月 1日号	5月 29 日(水)	12月 1日号	11月 28 日(木)
6月15日号	6月 12 日(水)	12月15日号	12月 12 日(木)
7月 1日号	6月 27 日(木)	1月 1日号	12月 26 日(木)
7月15日号	7月 11 日(木)	1月15日号	1月 9 日(木)
8月 1日号	7月 29 日(月)	2月 1日号	1月 29 日(水)
8月15日号	8月 9 日(金)	2月15日号	2月 12 日(水)
9月 1日号	8月 29 日(木)	3月 1日号	2月 26 日(水)
9月15日号	9月 12 日(木)	3月15日号	3月 12 日(水)
10月 1日号	9月 26 日(木)	4月 1日号	3月 27 日(木)

★4月15日号から配布先を変更する場合は、3月29日までに就任届を提出してください！

4 報償金等振込口座の申出

自治会に対してお支払いする広報紙等配布業務の報償金の振込口座を登録するために「報償金等振込口座相手方登録申出書」の提出をお願いしています。提出要件に該当する場合は、自治会長就任届と併せて提出してください。

- ① 提出要件・・・自治会長の交代、振込口座の変更、自治会名称の変更等があったとき。(フロー参照)



相手方登録申出書は記入例（7 ページ）を参照の上、記入してください。

※ 口座の欄は銀行等の通帳のカタカナで記載のある口座名義をよく見て、正確に間違えないように記入してください。

② 新しい通帳の作り方

口座名義には必ず自治会の名称を入れてください。個人名義の通帳では、振込できません。

また、通帳は個人名義であるのに、相手方登録申出書にだけ自治会名を記入して申請されても、報償金の振込はできませんので、注意してください。

口座名義が自治会長の場合

錦帯自治会 会長 岩国太郎

口座名義が会計の場合

錦帯自治会 会計 山口一郎



※ 会計の方のお名前で通帳を作られる場合は、口座名義に必ず会計と入れてください。

③ 提出先・・・各出張所、本庁地域づくり推進課、各総合支所地域振興課、各支所

※メールでの提出及び、電子申請も可能です。

◎メールでの提出の場合

様式を岩国市のホームページの地域づくり推進課

(<https://www.city.iwakuni.lg.jp>) からダウンロードしていただき kyoudou@city.iwakuni.lg.jp にPDF形式で送ってください。

◎電子申請の場合

二次元バーコード対応機種スマートフォン端末から、
下図のバーコードを読み込んで、申請することができます。



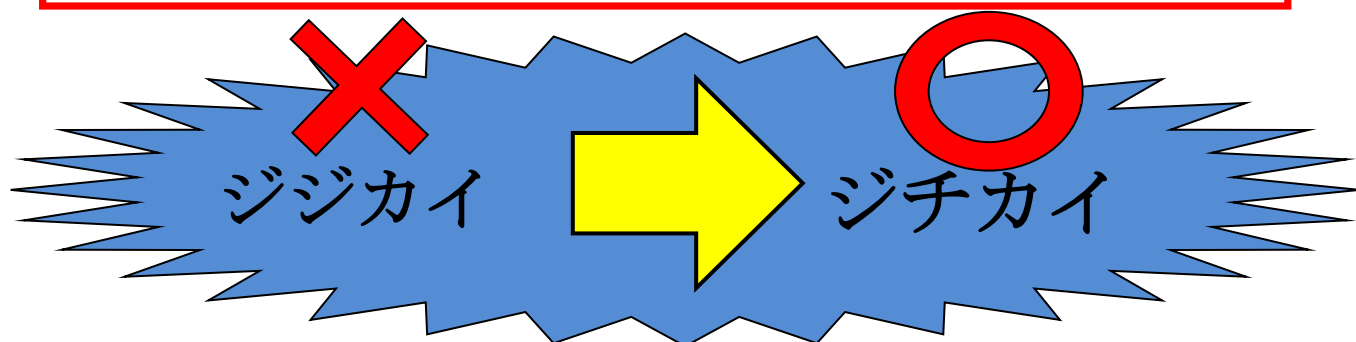
◎ 申出書を提出する前にもう一度確認してください！！

☐ 口座情報は通帳の記載内容と同じですか？

☐ 自治会名は統一されていますか？

※自治会名が毎年変わっている自治会が多く見受けられます。提出される書類につきましては、自治会規約や通帳等に記載している正しい自治会名に統一してください。

自治会のカタカナ表記に気をつけましょう！



自治会名に数字が入っている

自治会は注意してください！！

例えば...

・一丁目	⇔	1丁目
・第二	⇔	第2
・サンチョウメ	⇔	3チョウメ
・〇〇チョウ	⇔	〇〇マチ

06

報 償 金 等 振 込 口 座 相 手 方 登 録 申 出 書

記 入 例

年 月 日

岩 国 市 長 様

岩国市からの支払先口座について、次のとおり申し出ます。

区分	☐ 新規	☒ 変更	☐ 追加	☐ 廃止
----	-----------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------

QRコードから
でも申請できます。



登録する自治会	フリガナ	キンタイ		ジチカイ
	自治会名	漢 字	錦 帯 自治会	
	自治会長名	岩国 太郎		
	住 所	〒 740 - 0017 山口県岩国市 今津町一丁目〇番〇号		
	電話番号	(0827) 22 - 2222		

押印は不要です。

※どちらかに〇をつけてください。変更がある場合は下欄に記入してください。

前回と口座内容の変更	☒ あり	☐ なし
------------	--	-----------------------------

名義変更をただけでも
提出が必要になります!!

自治会の口座	金融機関名	岩国 ☒ 銀行 金庫 岩国 ☐ 本店 ☒ 支店 農業協同組合 本所・支所		出張所	
	預金種目	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ 貯蓄預金			
	口座番号	0 2 9 5 0 1 5			
	カナ	キンタイジチカイ カイチョウ イワクニ タ ロウ			

自治会名や氏名などの間に空白があれば、
詰めることなく記入してください!!

<岩国市記入欄>

所属課欄	受付日	年 月 日	相手方登録番号												
	担当課名	地域づくり推進課		担当者名				電話(内線)番号							

金融機関コード

支店コード

5 清掃等作業の事前届出書提出及び事前連絡

市民のみなさまには、河川・水路・道路・公園等の清掃作業にご協力いただき、大変感謝しています。

清掃作業により発生した、しゅん^{せつ}濺土（側溝等の泥や土）・草木・空き缶・空きビンなどは、岩国市のごみ分別方法により回収しますのでお手数ですが、事前届出書の提出をお願いします。

自治会清掃作業実施日の決定



地域づくり推進課又は出張所へ清掃等作業事前届出書を提出

作業日 **10日前** までに地域づくり推進課へ届くように提出してください。

- ① 作業後の回収が必要で、ごみの集積場所が不明な場合、業者より自治会長へ連絡がございます。
- ② 実施日時やごみ集積場所の変更等、連絡事項がある場合は**地区別の担当課**にご連絡ください。
*各地区別の担当課が不明な場合は地域づくり推進課（**TEL 29-5015**）へお問い合わせください。
*実施場所に公園が含まれる場合は、公園清掃の処理フロー（10 ページ）をご覧ください。
*ご要望があれば**環境事業所**がごみの分別指導に伺います。（事前申込みが必要）
- ③ 清掃等作業事前届出書の記入は、記入例（11 ページ）をご参照ください。
*複数の単位自治会が 1 枚の届出書で提出される場合は、単位自治会ごとの自治会名、代表者名、連絡先が分かるようにしてご提出ください。
- ④ 側溝の清掃について
*側溝蓋の開閉機械（ブロックバイス）が必要な場合は貸し出しますので清掃等作業事前届出書に必要台数をご記入ください。
なお、貸出台数には限りがあり（1 自治会 2 台まで）、ご希望に添えない場合がありますので、事前に機械の空き状況をご確認のうえ、作業実施日を決定してくださいますようお願いいたします。
*雨水枡の清掃についてもご協力をお願いします。

① **しゅん^{せつ}土（側溝等の泥や土）** … 土のう袋に詰めてください。

＊ 土のう袋にはしゅん^{せつ}土以外のものを入れないでください。
（草木・缶・ビン等を混ぜないで！）

＊ 土のう袋に詰める量は袋の2/3程度までにしてください。

② **草 木** … ある程度まとめて山積みしてください。

＊ 大きさに注意！！
（長さ 250cm、直径 25cm 以下に切断。それ以上のものは回収できません。）

＊ **原則山積み**ですが、飛散が心配な箇所や集積場所の都合等で袋詰め出したい場合は地区別の担当課にご相談ください。

① ②は業者が回収します → 道路わき等通行の支障にならない場所にまとめて置いてください。

③ **プラスチック等の不燃ごみ・缶・ビン**

＊ 発生ごみは分別し、缶・ビンは可能な限り洗浄してください。

③は業者が回収しません → 少量の場合は市指定有料ごみ袋に入れて定期収集日に出してください。

＊ 多量に発生した場合は地区別の担当課にご連絡ください。その場合、市指定有料ごみ袋以外（中身の見えるポリ袋等）に入れて、広場や自治会館等の空いた場所に置いてください。

〔ごみ回収の注意事項〕

※ 清掃作業により発生したごみは定期収集場所には置かないようにしてください。回収に日数を要した場合、定期収集ごみと混同したり、ごみが置けなくなったりすることがあります。

※ 回収するものが土のう袋か草木か両方かを必ずお伝えください。

※ ごみ回収には 1 週間程度の期間をみてください。業者が順番に回収するため、早い地区もあれば遅い地区もあります。

※ 県営住宅、市営住宅、会社社宅等の敷地内の自治会清掃を実施するときは、各施設管理者に連絡してください。

※ 私有地の草木等は回収しませんので、市指定有料ごみ袋に入れて定期収集日に出してください。

※ 公園清掃については 10 ページをご覧ください。

◎ その他ご不明な点がございましたら、地区別の担当課にご相談ください。



公園清掃の処理フロー

岩国市の公園清掃は、自治会の皆様の一斉清掃活動をはじめ、多くのボランティアの清掃活動によるご協力をいただいています。

清掃活動の流れについては、以下のとおりです。

- ① 作業実施日を決定
- ② 「清掃等作業事前届出書」を地域づくり推進課へ提出
(書類を提出して頂ければ電話連絡は不要です。)
- ③ 公園施設課が清掃に必要な回収袋を管理用倉庫等に配送

※ 土のう袋の支給はありません。

作業

- ① ごみを処理する(公園用回収袋を使用)
 - ・ 木は 50 cm以下に切断して回収袋に詰めるか束ねる
 - ・ ごみは分別して回収袋に入れる
- ② 回収袋を公園出入り口付近の一箇所に集積する

※ 土のう袋は使わないでください。

連絡

- ① 火曜日のお昼までに公園施設課 (TEL29-5160) へ電話連絡
(回収袋の数量と集積場所を確認します。)
- ② 草木等は原則水曜日に回収



清掃等作業事前届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

社会奉仕活動を実施しますので、事前に計画をお知らせします。

自治会名	錦帯 自治会		
申請者	住所	〒740-0017 岩国市 今津町一丁目○番□号	
	代表者	岩国 太郎	
	連絡先	Tel 29 - 5015 ※ごみの回収業者からご連絡させていただく場合がございます。	
実施日時	令和 ○ 年 ○ 月 □ 日 (土) 午前・午後 8 時 00 分 開始		
	雨天時の予定 (該当に○)		中止 ・ 下記日程に延期
	令和 ○ 年 ○ 月 △ 日 (日) 午前・午後 8 時 00 分 開始		
実施場所 (該当に○)	・道路 ・側溝 ・河川 ・水路 ・公園 (注5) ・市営住宅 (注6) ・県営住宅、会社社宅等 (注6) 公園の名称 (○○公園、△△公園)		
作業内容 (該当に○)	・ゴミ拾い ⇒市指定有料ゴミ袋に分別して入れて定期収集日に出してください。 ・草刈、草引き⇒木は250cm以内に切断してください。草木は原則山積みです。 ・土砂・ドブ除去⇒しゅん漂土のみ、土のう袋に入れてください。 ・公園清掃 ⇒公園用回収袋を使用し、分別して入れてください。 木は50cm以内に切断して回収袋に詰めるか束ねてください。 ・その他 ⇒ () ※草刈機を使用する場合は、周囲の安全確認をしっかりと行ってください。		
必要品	土のう袋	要 ・ 不要	20 枚 枚 2 台
	公園用回収袋	要 ・ 不要	
	側溝蓋の開閉機械	要 ・ 不要	
参加人数	人		
ごみの 回収手続き (該当に○)	回収不要 ・ 回収必要 ⇒ 草木 ・ 土のう ※公園清掃後は公園施設課 (Tel29-5160)へ御連絡ください。		

[注意事項]

- 作業実施日の10日前までには、地域づくり推進課へ提出してください。
- 可能な限り、集積場所がわかる地図を添付してください。
- 日時、場所等に変更がございましたら、速やかに地区別の担当課へ御連絡ください。
※地区別の担当課が不明な場合は、地域づくり推進課へお問い合わせください。
- 事故等が発生した場合は、地域づくり推進課 (Tel29-5015)まで御連絡ください。
ふれあい保険が適用される場合がございます。
- 公園を清掃される場合は、「岩国市自治会ハンドブック」の「公園清掃の処理フロー」を御覧ください。
- 県営住宅、市営住宅、会社社宅等の敷地内の自治会清掃を実施するときは、各施設管理者へ連絡してください。

岩国市 地域づくり推進課

6 ふれあい補償制度(市民活動賠償補償制度)



「ふれあい補償制度」ってどんな制度？

自治会活動中にけがをしたり、他人の物を壊した場合の補償制度です。
保険料はかかりません。

事前の手続きは必要なの？

岩国市自治会連合会に加入している単位自治会が行う自治会活動については、事前の手続きは必要ありません。

ただし、岩国市自治会連合会に加入していない単位自治会は、年度初めに1年間の活動内容を記載した市民活動届出書（自治会活動用）を提出してください。（様式は地域づくり推進課から会長宅に郵送します。）

どんな活動が対象になるの？

次の要件を満たす活動が対象です。

- ★ 岩国市内に活動拠点を置くおおむね5人以上で構成された団体が行う活動
- ★ 無報酬で参加する活動（交通費などの実費弁償等は除く。）
- ★ 公益性のある活動

【活動例】

- ・地域社会活動…防犯活動、防災活動、清掃活動、市報や自治会報の配布
- ・青少年育成活動…子ども会活動、非行防止パトロール
- ・社会福祉活動及び社会奉仕活動…在宅老人や身体障害者のホームヘルプ
- ・社会教育活動…ソフトボールなどのスポーツ活動、講演会などの文化活動

【こんな場合は対象になりません！】

- ・政治、宗教活動 ・営利目的の活動 ・学校行事 ・故意による事故
- ・天災による事故 ・同居親族に対する賠償事故 ・疾病や心神喪失による事故
- ・飲酒運転や無資格運転による事故 ・他覚症状の無いむち打ち症や腰痛 など

〈補償の内容〉

①自治会員が死亡又はけがをしたとき（傷害事故）

自治会活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した場合に支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円
後遺障害補償	事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたとき	500 万円に保険契約約款に定める割合を乗じて得た額
入院補償	事故の日から 180 日までの間に入院して治療を受けたとき	入院 1 日 3,000 円 (180 日を限度とする。)
手術補償	事故の日から 180 日以内に手術を受けたとき (入院補償が支払われる場合に限る。)	3,000 円に保険契約約款に定める倍率を乗じて得た額 (1 事故につき 1 回に限る。)
通院補償	事故の日から 180 日までの間に通院して治療を受けたとき	通院 1 日 2,000 円 (90 日を限度とする。)

※事故の日から 5 日経過してもなお入院又は通院して治療を受けたときに限ります。

※入院補償及び通院補償は通算して 180 日を限度とします。

②他人にけがをさせた、他人の物を壊したなど（損害賠償責任事故）

自治会活動中に過失により参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に支払われます。

種類	対象になる事故	補償金額（上限）
対人賠償	他人にけがなどをさせたとき	最高 1 人 1 億円 最高 1 事故 5 億円
対物賠償	他人の持ち物を壊したとき	最高 1 事故 2,000 万円
保管物賠償	他人からの預かり品などを壊したり、無くしたとき	最高 1 事故 100 万円

事故が起きたときはどうするの？

- ① 地域づくり推進課に御連絡ください。
- ② 事故発生日から 30 日以内に市が定めた「事故報告書」を地域づくり推進課に提出してください。
- ※ 事故発生状況が分かる資料も併せて提出してください。
- ③ 保険会社へ請求書を提出してください。

草刈機による事故にご注意！！

草刈機（動力で高速回転する刃により草を刈り払う機器）を使用して除草作業を行う際の事故が多発しています。

慎重に草刈機を使用しているにもかかわらず、飛び石によって窓ガラスを破損してしまうなどの物損事故も起こってしまいます。車や建物の近くでは、草刈機の使用を控えましょう。万が一使用する場合は、飛散防止対策をしっかりと行い、周囲の安全に気をつけて使用しましょう。



また、草刈機には鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

安全に活動を行うため作業前にチェックポイント（次ページ）を確認し、注意することで事故のリスクを減らすことができます。

事例 1



**草刈り中、飛散した金属片が通行人に
当たり負傷**

事例 2



**草刈り中、飛散した小石が近くに駐車
していた車の窓ガラスを破損**

《お問合せ先》

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

岩国市役所 市民協働部 地域づくり推進課 TEL29-5015



草刈機を安全に使うためのチェックポイント



草刈機による作業は、次のチェックポイントを参考に、安全に気をつけて行いましょう！

チェック 1 ☐

ヘルメット・保護メガネ・手袋・安全靴などの、保護具を身につけているか必ず確認しましょう。

チェック 2 ☐

草刈機に飛散防止カバーを確実に取り付けるとともに、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。

チェック 3 ☐

作業をする前には小石や枝、硬い異物などを取り除くとともに、半径 15m 以内に人がいないか確認しましょう。

チェック 4 ☐

障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。

チェック 5 ☐

刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。

チェック 6 ☐

作業者の周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。

チェック 7 ☐

草刈機を使用する人だけで作業を行わず、防護ネット等を持った補助人を配置し、周辺の方や物に飛び石が当たらないようにしましょう。



7 「地縁による団体」の認可制度

集会所の土地・建物等の財産を、自治会等の役員又は共有名義で不動産登記している場合、登記名義人が死亡等で自治会等の構成員でなくなったとき、相続や名義変更等の面で大変な手間・時間・経費などを要することになります。

こうしたことから、平成3年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され不動産等の財産を所有する自治会等が、市長の認可を受けて法人格を持つことにより、所有する財産を自治会等の名義で登記することができるようになりました。

また、令和3年の改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

(1)地縁団体とは？

地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定しており、自治会などがそれに該当します。

※ 町内会・自治会で、区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体が地縁団体に該当しますので、特定の層の集合である青年団・子供会・スポーツ団・婦人会などの団体は、地縁団体ではありません。

(2)認可された場合に可能になること

集会所の土地や建物などの不動産が、「△△自治会」などの団体名義で登記できます。

(3)認可地縁団体になるために必要な条件

※ 不動産又は不動産に関する権利等を保有していなくても、認可の要件を満たせば、認可を受けることができます。

【認可の要件】

- ・その地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ・その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ・規約が定められていること。（基準を満たしたもの）

【地域的な共同活動の主なもの】

- ・回覧板等による住民相互の連絡
- ・美化、清掃等の環境整備
- ・集会施設の維持管理

(4)問い合わせ先

地縁団体の認可申請にあたっては地域づくり推進課へご相談ください。

8 岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金

(1)制度概要

自治会などのコミュニティづくりを目的とした地域住民の自治組織が、地域住民の集会所や各種グループのコミュニティ活動の場として、多目的に利用される集会所の新築(建替えを含む。)、増改築及び修繕(以下「整備」と総称する。)に係る費用の一部を補助する制度です。ただし、事業の実施に要する経費の額が20万円以上のものに限り、また、外構工事や備品の購入、単なる集会所の解体、集会所から独立した倉庫の設置、網戸の張替えなど集会所本体に付随しない工事は補助対象外となります。

(2)補助金の額

工事の区分	補助率	補助限度額
集会所の新築又は増改築	3分の2	700万円
集会所の修繕		200万円

(3)補助制限

当制度の補助を受け整備した集会所については、一定期間は再度補助を受けることができません。ただし、天災などの事由により市長が特に必要と認めた場合はこれによらず補助金を受けることができます。

補助金の申請ができない期間

補助内容	補助申請ができない期間
工事費が150万円を超える集会所の整備	補助金交付日から10年間
工事費が150万円以下の集会所の整備	補助金交付日から5年間

(4)申請窓口

本庁地域づくり推進課、各総合支所地域振興課、各支所

(5)要望書の提出

工事費が 150万円を超える集会所の整備を予定している場合は、工事を実施する前年度の9月末までに補助金要望書に必要書類を添えて地域づくり推進課へ提出してください。



9 岩国市みんなの夢をはぐくむ交付金



(1) 制度概要

市民活動団体が新たに実施する事業、改善・拡充する事業及び協働事業に対し、要する経費の一部を補助する制度です。

(2) 補助対象団体

いわくに市民活動支援センター登録団体又は自治会

(3) 補助対象事業、助成率等

みんなの夢をはぐくむ交付金には、3種類の事業メニューがあります。

区 分	スタートアップ事業	パワーアップ事業	協働事業
対象団体	通算3回を超えてスタートアップ事業（改正前に本交付金の交付を受けて実施した事業を含む。）の交付決定を受けていないこと。	過去3年間にスタートアップ事業及びパワーアップ事業の交付決定を受けていないこと。	過去3年間にスタートアップ事業及びパワーアップ事業の交付決定を受けていないこと。
対象事業	対象団体が自ら企画し、及び実施する新規の事業であること。	対象団体が自ら企画し、及び実施している既存事業の拡充や改善を図る事業であること。	対象団体が他の市民活動団体と事業の計画から実施までを連携して行う新規の事業であること。
交付回数	1団体につき1事業のみ3回まで	回数制限なし	1事業につき3回まで
交付金の額（助成率）	交付対象経費の3分の2 ただし、交付対象経費の3分の2の額と事業収入等を合計した額が総事業費を超える場合は、超えた部分を控除した額が交付金の額となります。		
交付上限額	初年度：30万円 2年目：20万円 3年目：20万円	10万円	初年度：50万円 2年目：30万円 3年目：20万円
※交付申請は同一年度内に1団体につき1事業までです。 ※交付決定後、実績報告会への参加が交付の条件となります。			

(4) 交付金の申請から交付決定までのスケジュール

本事業の申請受付から交付決定までのスケジュールは、次のとおりです。

4月初旬から 5月上旬くらいまで 5月下旬頃 6月上旬頃 2月上旬頃	申請受付 (受付期間については市報や市のHPでご確認ください。) 書類審査 交付決定 実績報告会
--	--

(5) 問い合わせ先

ご相談や交付申請にあたっては地域づくり推進課へお問い合わせください。

10 岩国市市民活動人材育成事業補助金

(1) 制度概要

市民活動に係る国内外での研修会、講演会及び実習に参加する場合や、団体の構成員の人材育成のために研修会等を開催する場合に要する経費の一部を補助する制度です。

(2) 補助対象者

- 研修等参加事業・・・次のいずれかに該当する方
 - ア いわくに市民活動支援センターの登録団体に所属している方
 - イ 市民活動パートナー制度に登録している方
 - ウ 自治会の役員
- 研修等開催事業・・・いわくに市民活動支援センター登録団体又は自治会



(3) 補助対象経費、助成率等

区分	研修会等参加事業	研修会等開催事業
対象事業	補助対象者が、市民活動に係る国内外での研修会等へ参加する事業	対象団体が、構成員の人材育成のために研修会等を開催する事業
補助金額	対象経費の2分の1又は10万円のいずれか低い方の額 ただし、補助対象経費の2分の1の額と事業収入等を合計した額が総事業費を超える場合は、超えた部分を控除した額が補助金の額となります。	
回数	同一年度内に1人につき1事業 (4年に1回申請可能)	同一年度内に、1団体につき1事業 (4年に1回申請可能)

(4) 補助対象外事業

実施する事業の内容が次の項目に一つでも該当する場合は補助金の対象になりませんのでご注意ください。

区分	研修会等参加事業	研修会等開催事業
共通要件	(1) 単に個人の知識や技術の習得にとどまると認められるもの (2) 政治思想又は宗教に関するもの (3) 営利性の高いもの (4) 特定の事業の反対運動を目的とするもの (5) 所属する団体の活動や個人で行う市民活動への直接的な反映が期待できないもの (6) 申請年度内に完了することができないもの (7) 市の他の補助金の交付を受け、又は受けることができるもの	
個別要件	・ 資格試験や適性検査等を受けるもの ・ 観光的要素が強いものや視察、交流、ホームステイと認められるもの ・ 主催者が構成団体や会員だけを対象に開催する研修会に参加するもの ・ 所属する団体の上部又は下部組織が開催する研修会に参加するもの	・ 団体の構成員を講師とするもの ・ 団体の構成員以外の者が参加できるもの

(5) 問い合わせ先

ご相談や申請にあたっては地域づくり推進課までお問い合わせください。

11 防犯灯電気料金助成事業

この制度は防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています。

(1) 制度概要

自治会等地域住民の自治組織が、犯罪や事故等の防止のために設置する防犯灯にかかる電気料金を全額助成する制度です。

(2) 補助対象

自治会等地域住民の自治組織が、4月1日において、設置・管理している防犯灯で契約種別が「公衆街路灯」となっているもの。

※1 年度途中に新設された防犯灯については、当該年度の電気料金助成事業の対象外となります。助成が受けられるのは翌年度の4月分からです。

(3月分までの電気料金は自治会負担となります。)

※2 料金契約の種別が「定額電灯」「従量電灯」「低圧電力」等は対象外となります。

※3 新規で防犯灯を設置した際、既設の防犯灯を含む屋外照明と近接(概ね14m未満)するなどの場合は、防犯灯電気料金助成事業の対象外となることがありますので、設置の際は事前にご相談ください。

※4 4月1日時点で設置されている防犯灯が対象となります。申請漏れには御注意下さい。

(3) 手続きの流れ

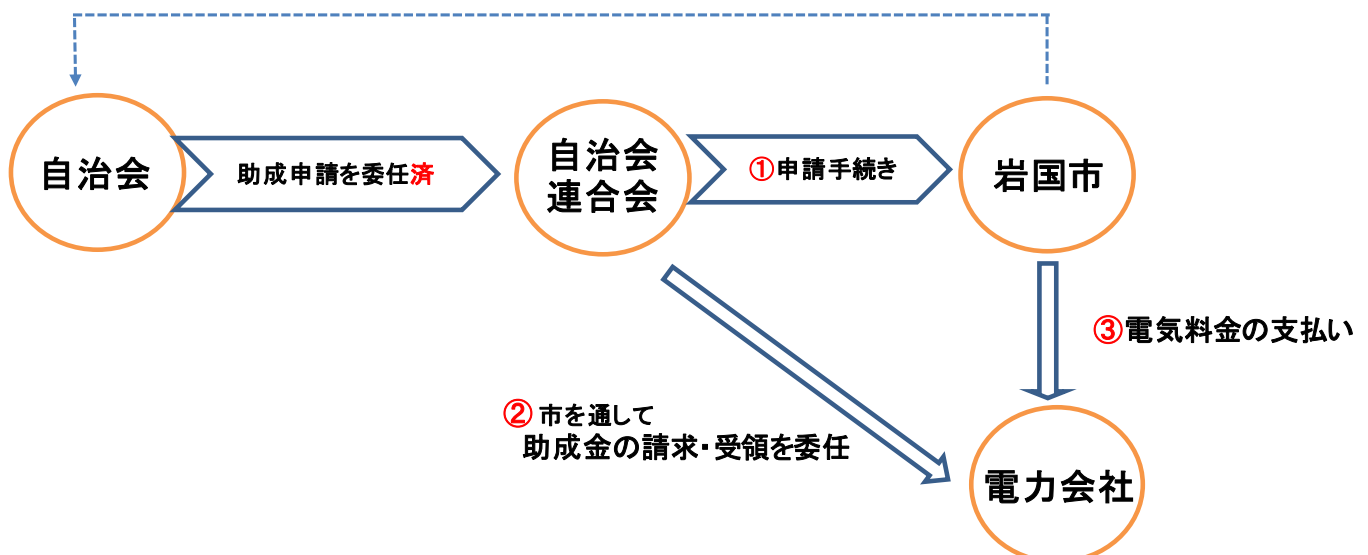
自治会連合会への加入・未加入によって手続きの流れが異なりますので、ご注意ください。

＜自治会連合会に加入している自治会＞

自治会連合会が一括して助成手続きを行いますので、自治会による手続きは不要です。

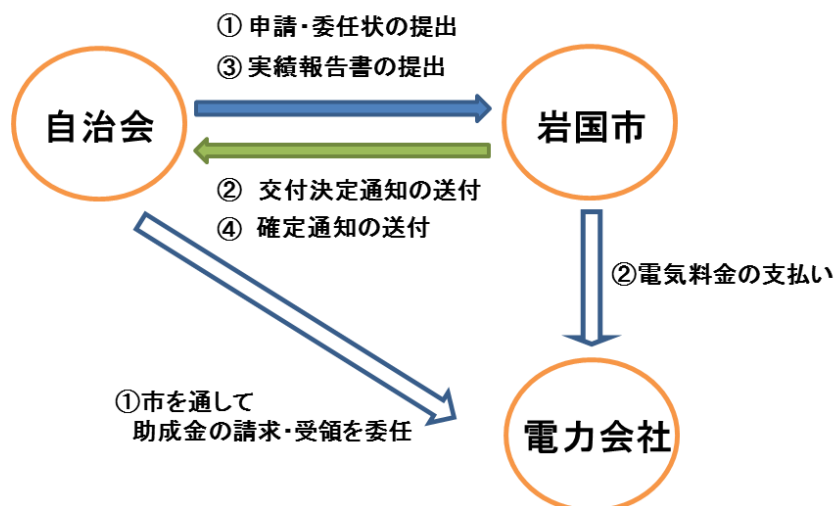
ただし、毎年3月ごろ、自治会あてに翌年度の助成予定灯数を記載した助成状況の通知を郵送しますので、内容を必ず確認し、灯数等に誤りがあれば、くらし安心安全課まで連絡してください。(※灯数等に誤りがある場合、助成が受けられなくなることがあります。)

助成状況の通知(3月ごろ)



＜自治会連合会に加入していない自治会＞

毎年度自治会による助成手続きが必要です。申請書類等はその都度、該当自治会に送付いたしますので、書類が届きましたら提出をお願いします（申請書類等はハンドブックには掲載していません。）。



(4) 申請窓口

くらし安心安全課（TEL：29-5018）

各出張所、各総合支所地域振興課、各支所地域振興班

★防犯灯の維持管理について★

防犯灯の新設や取替、修繕等の維持管理は、引き続き、自治会で行ってください。防犯灯（柱含む）の新設・取替の費用は、次ページの「防犯灯設置事業費補助金」の対象となる場合がありますので、工事を行う前に市に相談してください。

また、市では防犯灯電気料金助成事業を適切に実施するため、防犯灯の位置等の把握に努めています。防犯灯の新設や取替、撤去等を行った場合は、必ず連絡してください。

12 防犯灯設置事業費補助金

(1) 制度概要

自治会等地域住民の自治組織が、犯罪や事故等の防止のために設置する防犯灯に対し、その設置工事費及び器具代の一部を補助する制度です。

岩国市では、環境負荷の低減や維持管理費の軽減が期待できるLED防犯灯の設置をお勧めしています。LED防犯灯のメリットについては24ページをご覧ください。

(2) 補助対象

① 補助対象となる工事

- ・ 防犯灯を新規に設置する工事
- ・ 設置していた防犯灯の老朽化により、器具ごと一式取り替える工事

※すでに取り替えた LED 灯が故障した場合の取替えも補助の対象になります。

② 補助対象とならない工事

- ・ 電球、自動点滅器などの部品交換に係る工事
- ・ 防犯灯の撤去のみ行う工事
- ・ 器具の交換を伴わない移設工事

※ 維持管理にかかる費用は自治会の負担となります。



新規で防犯灯を設置した際、既設の防犯灯を含む屋外照明と近接（概ね 14m 未満）するなどの場合は、「防犯灯設置事業費補助金」及び「防犯灯電気料金助成事業」の対象外となることがありますので、設置の際は事前にご相談ください。

(3) 補助金額

補助対象経費（工事費）の 10 分の 9 以内の額（100 円未満切り捨て）

※ただし、その額が下記の上限額を超えるときは、上限額が補助額となります。

<上限額一覧>

区分 \ 種類	LED 灯① 蛍光灯 (1 灯当たり)	LED 灯② 水銀灯 ナトリウム灯 (1 灯当たり)
既設の電柱等に防犯灯を設置する場合	15,000 円	20,000 円
防犯灯と防犯灯用の柱を併せて設置する場合	30,000 円	35,000 円
防犯灯用の柱のみを設置する場合	15,000 円	

※1) 柱島地区の自治会に対する補助金の上限は、この表のそれぞれの上限額に 5,000 円を加算した額となります。（ただし、防犯灯用の柱を設置する場合を除く。）

※2) この表における LED 灯①と LED②の区分

公益社団法人日本防犯設備協会が定める、技術標準の防犯灯の照度基準（SES E1901-4）に規定されたクラス B の明るさを確保できる範囲によって区分しております。

- ・ LED 灯①：10 メートル以上 20 メートル未満の間隔で設置した場合において、クラス B の明るさを確保できる性能のもの
- ・ LED 灯②：20 メートル以上の間隔で設置した場合において、クラス B の明るさを確保できる性能のもの

(4) 申請から補助金支払いまでの流れ

「防犯灯設置事業費補助金交付申請の流れ」(27 ページ) を参照してください。
「防犯灯設置事業費補助金交付申請書」様式 (57 ページ) で申請してください。

！ 注意 ！

防犯灯の LED 灯への変更や廃止、新たに防犯灯を設置した場合、設置補助金の提出書類とは別に下記書類の提出を併せてお願いします。

○蛍光灯等から LED 灯へ変更・廃止した場合

→『岩国市防犯灯電気料金助成事業（変更・廃止）届』
(蛍光灯等から LED 灯へ変更した日等を記入してください。)

○新たに防犯灯を設置した場合

→『電気料金関係書類送付先変更依頼書』
(新設した防犯灯の電力会社との契約番号がわかる書類（請求内訳書など）を添付してください。)

(5) 申請窓口

くらし安心安全課 (TEL 29-5018)

各出張所、各総合支所地域振興課、各支所地域振興班



照明器具の寿命は約 10 年です。
設置後 10 年を経過した防犯灯は外観だけではわからない劣化が進んでいる場合があり、故障が増えてきます。
安全に使用するためにも、早めの点検や交換をご検討ください。

★LED 灯への変更について★

現在自治会で管理されている防犯灯のうち、LED 灯でない防犯灯（蛍光灯、水銀灯など）が、球切れ等をした際には、LED 灯への切り替えをご検討くださいますようお願いいたします。

LED 灯は蛍光灯よりも高輝度で長寿命のため、蛍光管の交換費用の削減など自治会の維持管理にかかる負担の軽減にも繋がります。

明るく安心安全なまちづくりのため、皆様のご協力をお願いします。

◎LED 防犯灯のメリット

省エネルギー・長寿命・高輝度・低発熱・紫外線フリー（虫が寄りにくい）

★下の表は 20W の蛍光灯の防犯灯から、同等の照度の LED 灯に取り替えた場合の設置工事費、設置後の電気代及び電球交換代などの維持管理費を比較したものです。

【20W 蛍光灯から同等の照度の LED 灯に取り替えた場合の例】（1 灯あたり）

	蛍光灯	LED 灯
設置工事費	約 27,000 円	約 35,000 円
年間電気料金	348 円/月×12 ヶ月 =4,176 円	175 円/月×12 ヶ月 =2,100 円
照明器具寿命	約 10 年 ※蛍光灯の取替が 約 2 年に 1 回必要	約 10 年 蛍光灯の取替代と手間なし

※料金プラン2ランクダウン
年間約 2,076 円削減

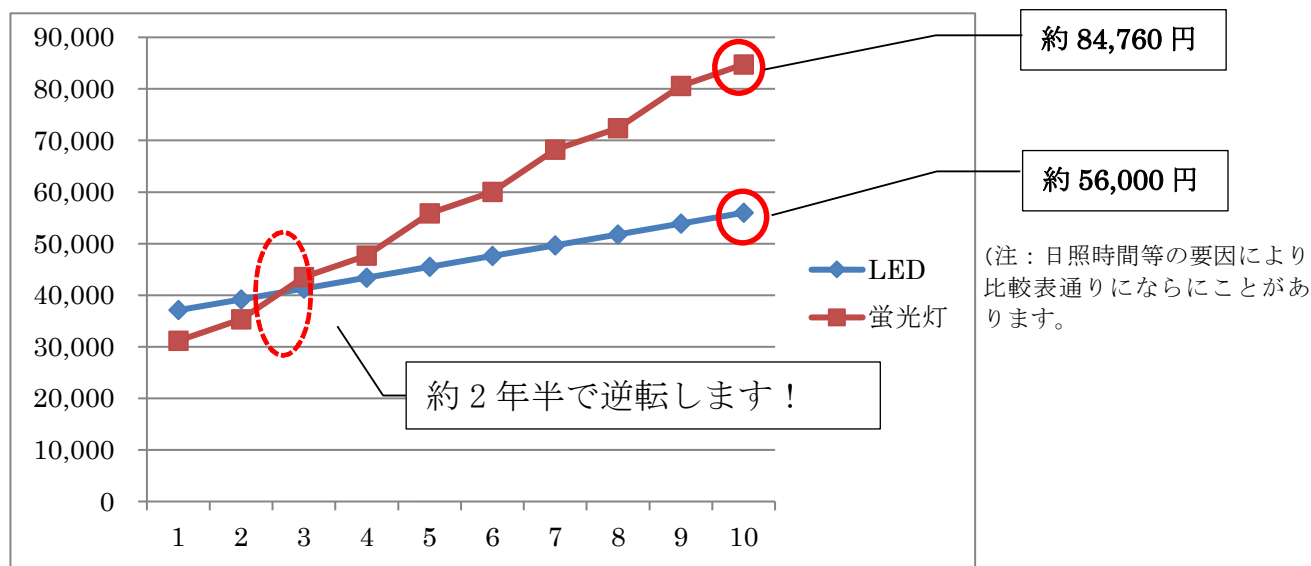
約 1/2 倍

※工事の状況等により工事費は異なりますので、数社から費用を見積もることをお勧めします。

※電気料金は令和 5 年 10 月の中国電力㈱の電気料金を基に算出したものです。

※照明器具寿命は、某メーカーのカタログによるものです。

●LED 灯と蛍光灯の設置後 10 年間のコストを比較してみました！



※1 日 12 時間使用し、蛍光灯交換を 2 年に 1 回、交換費用を 4,000 円として計算した場合

岩国市が電気代助成を実施した場合においても、蛍光灯交換費用を考えれば LED 灯のほうが得になります。

記入例

●●年●●月●●日

(宛先)
岩国市長 様申請者 住所 岩国市今津町一丁目〇番〇号
団体名 ○〇自治会
代表者 岩国 太郎
電話番号 0827-〇〇-〇〇〇〇

押印不要

岩国市防犯灯設置事業費補助金交付申請書

岩国市防犯灯設置事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 設置理由 **防犯のため**
- 2 設置数

区分 \ 種類		LED灯 ①	蛍光灯	LED灯 ②	水銀灯	ナトリウム 灯
既設の電柱等に 設置	新設	灯	灯	灯	灯	灯
	取替	灯	灯	灯	灯	灯
防犯灯用の柱を 併せて設置	新設	灯	灯	灯	灯	灯
	取替	灯	灯	灯	灯	灯

防犯灯用の柱 を設置	本
---------------	---

見積書の税込金額を記入してください。

3 防犯灯設置事業費（経費） 40,000 円

4 岩国市以外からの補助金、寄附金等の額 0 円

5 補助申請額（100円未満切捨て） 30,000 円

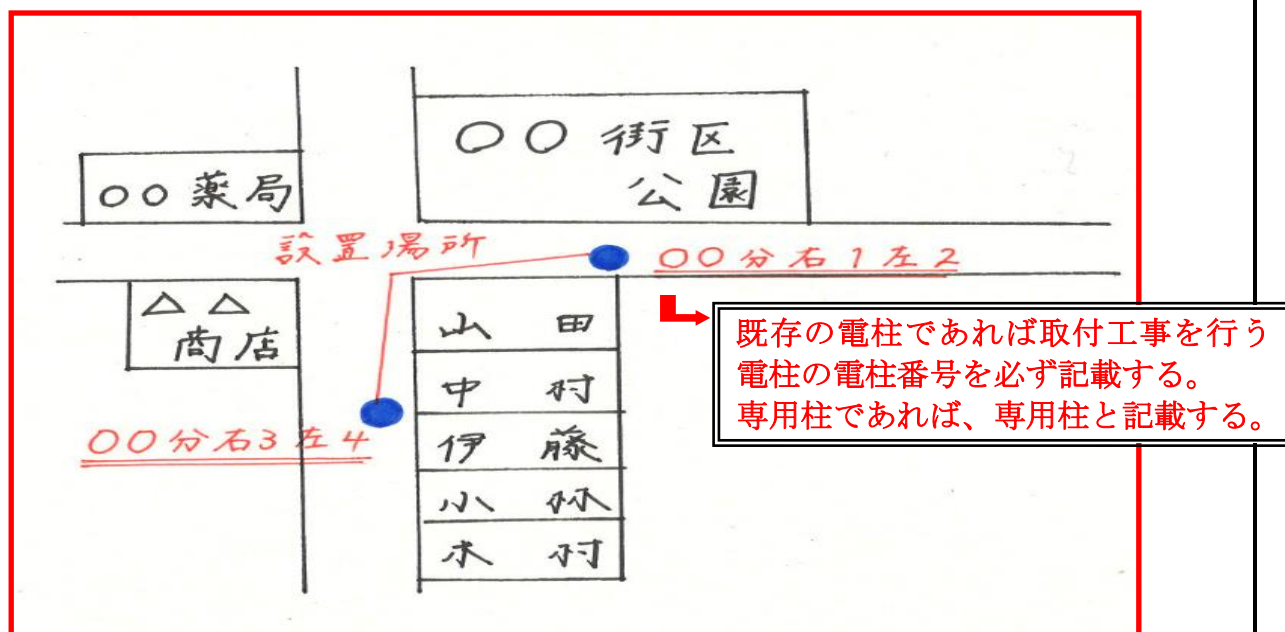
- 添付書類(1) 事業見積書（写し）
- (2) 設置位置図（既設の電柱等に設置する場合は、設置する電柱等の番号を図面に記入してください。）
- (3) 設置機器の商品名等が確認できる資料（LED灯を設置する場合に限る。）
- (4) 土地の占有許可書（写し）又は土地使用承諾届出書（様式第2号）（防犯灯用の柱を設置する場合に限る。）

押印の代わりに「責任者」、「担当者」、
「連絡先」の記入をお願いします。

本件責任者氏名 岩国 太郎
本件担当者氏名 同上
連絡先 □□□-□□□□-□□□□

設置位置図

(注) 既設の電柱等を使用する場合は、事前に電柱管理者の許可を得てください。また、必ず電柱番号をこの図に記入してください。



※既設の防犯灯を含む他の屋外照明と近接（概ね 14m未満）する場合は電気料金助成対象外となる場合があります。

補助金の額

種類 区分	LED灯① 蛍光灯 (1灯当たり)	LED灯② 水銀灯 ナトリウム灯 (1灯当たり)
既設の電柱等に防犯灯を設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。
防犯灯と防犯灯用の柱を併せて設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が35,000円を超えるときは、35,000円とする。
防犯灯用の柱を設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。	

1 この表において、LED灯①とは、防犯灯を10メートル以上20メートル未満の間隔で設置した場合において、公益社団法人日本防犯設備協会が定める技術標準の防犯灯の照度基準（SES E1901-4）に規定されたクラスB（以下「クラスB」という。）の明るさを確保できるものをいう。

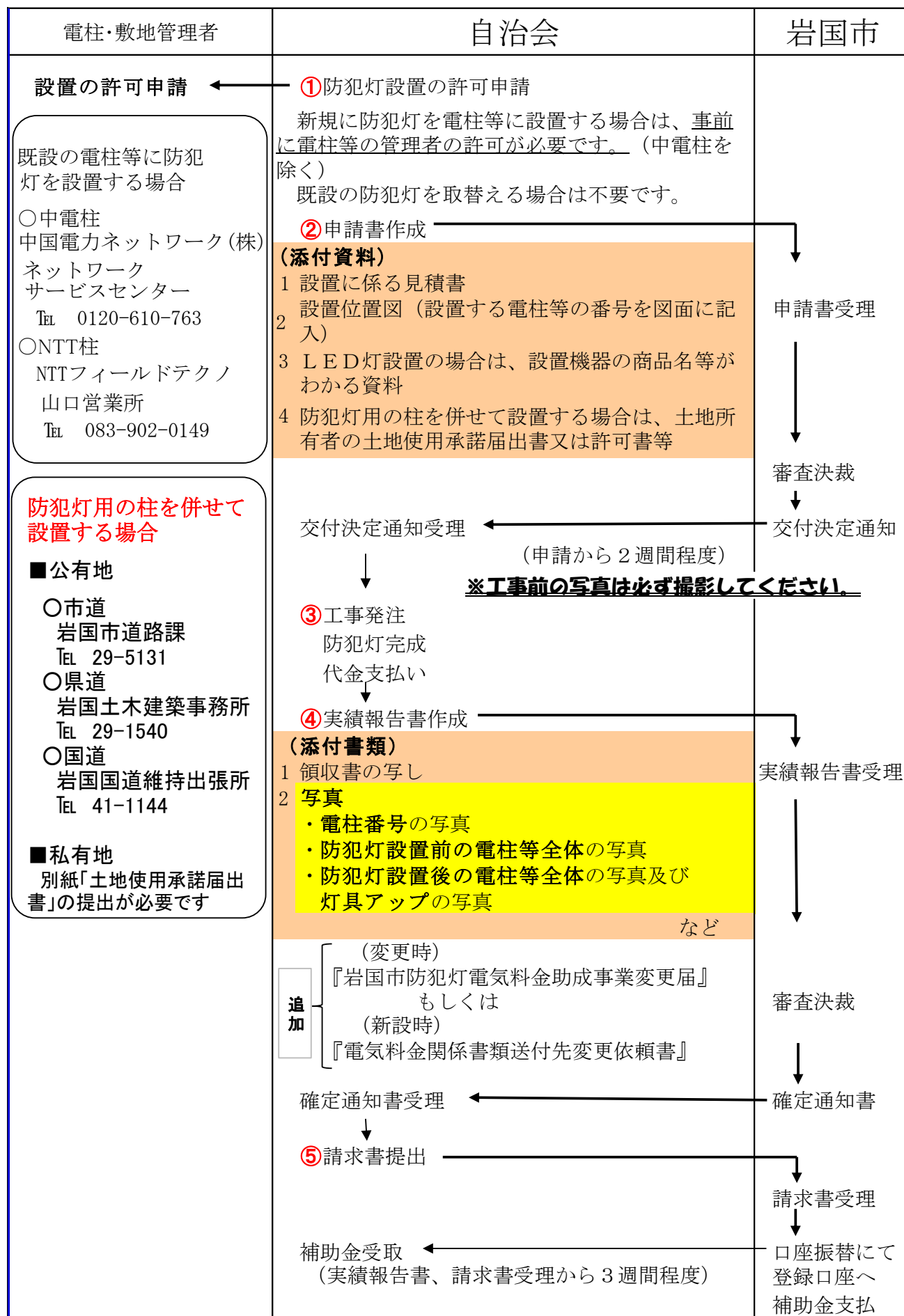
2 この表において、LED灯②とは、防犯灯を20メートル以上の間隔で設置した場合において、クラスBの明るさを確保できるものをいう。

3 補助金を算定する場合において、その金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 柱島地区の自治会に対する補助金の上限は、この表のそれぞれの上限額に5,000円を加算した額とする。ただし、防犯灯用の柱を設置する場合を除く。

※修繕費用は補助金の対象となりません。維持管理費は設置団体の負担となります。

防犯灯設置事業費補助金交付申請の流れ



※交付申請に関する書類について、押印は不要です。

13 自治会加入促進について

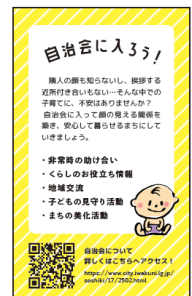
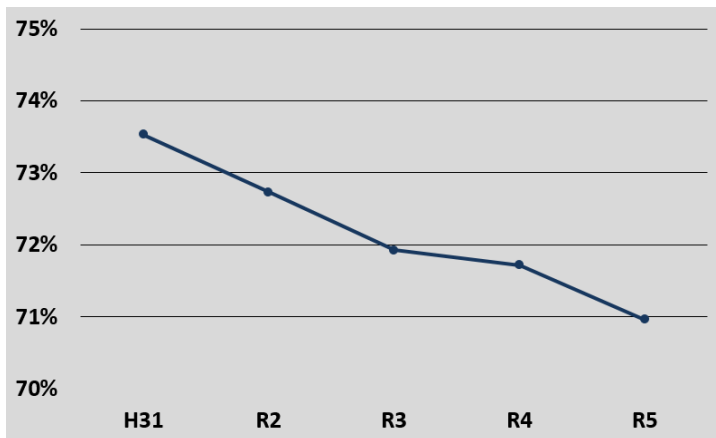
支えあいと協働でつくる絆のあるまち

地域の互助意識が希薄になりつつある昨今、近隣住民とのつながりは災害や犯罪などの不測の事態から身を守るためにも重要性を増しています。しかしながら、グラフにあるように岩国市の自治会加入率は年々減少傾向にあります。

そこで岩国市では、自治会の存在を知らなかった、加入方法がわからない、といった方々に自治会活動を理解していただくためのリーフレットや子育て世代に対する自治会加入の啓発を行うためのカード、そして自治会が未加入者や転入者に加入を呼びかける基本的な方法や実践例を記載した自治会加入促進マニュアル、を作成しています。これらを活用していただき、さらなる自治会活動の活性化につなげていただけると幸いです。

※リーフレットとマニュアル及びカードは地域づくり推進課に常備してあります。

自治会加入率 各年4月1日現在



▲自治会加入促進カード



▲自治会加入促進リーフレット
(英語・中国語・韓国語版もあります)



▲自治会加入促進マニュアル

14 ごみ集積場所の設置等に係る手続き



※ごみ集積場所の管理について

①ごみ集積場所の清掃・維持・管理

ごみ集積場所は、ごみを排出される皆さんで設置し、管理していただいております。

使用される皆さんで清掃や維持管理に、ご協力をお願いします。

分別ルールを守り、決められた時間に決められた場所にごみを持ち出し、違反ごみが残らないように努めましょう。

また、掃除当番を決めるなど、集積場所の清潔な環境を保ちましょう。

【基本的なルールと注意事項】

★ごみの持ち出し時間を守りましょう！

○持ち出し時間は、当日の朝6時から8時までです。

○収集後に出されたごみは、次回まで残すことになります。

○資源品は、品目毎に回収車両・時間が異なるため、必ず8時までに持ち出してください。

★ごみの分別に努めましょう！

○ごみ収集カレンダーで確認し、品目毎に分別してください

★ごみの飛散防止に努めましょう！

○鳥獣被害を防ぐためや風等で飛散しないように、ネットがあるところはきちんと掛け、ボックス等は蓋を確実に閉めてください。

○ごみの排出時に歩行者や車両の通行の支障とならないようにしてください。

【ごみ集積場所の管理】

★ごみ集積場所の周辺に路上駐車がないように周知ください。

○ごみ集積場所周辺に路上駐車があると収集ができないケースがあります。

★ごみ集積場所の新設・変更・廃止の手続きには、事前に相談が必要です。（詳細については、「2. 岩国市ごみ集積場所の設置等に係る手続き」をご確認ください。）

○ごみ集積場所は、位置をずらす場合でも手続きが必要となります。

※原則、公道にごみ集積ボックスを設置することはできません。

◎市が配布可能なもの

○定点看板（希望があれば支柱ブロックもお渡しできます。）

○注意・啓発看板（他地区からの持ち込み禁止や記名の推奨等）

○資源品品目プレート（8品目分）

※ごみネットやボックスに対する補助制度はありません。

※1度に多量に必要な場合は、お断りする場合があります。（次年度以降に調整）

※設置及び管理については、原則ごみ集積場所の管理者でお願いします。

②ごみ減量等推進協力員登録制度

各地域におけるごみ排出の適正指導や環境美化活動などの適正化を図るため、「ごみ減量等推進協力員登録制度」がありますので、登録にご協力をお願いします。

※毎年度末（2月頃）、自治会に推薦をお願いしています。

③その他

岩国市では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、市民一人ひとりが正しい分別をしていただくことを目指しています。

正しい分別をするために、市が配布している「ごみ収集カレンダー」、岩国市民ニュースアプリの「ごみカレンダー」、ホームページの「○年4月～●年3月ごみ収集カレンダー」をご利用ください。

また、岩国市民ニュースアプリの「ごみ分別検索」や品目で分別が解るようにホームページに「家庭ごみ分別早見表（50音別）」も掲載していますので、併せてご活用ください。

【問い合わせ先】

○環境事業課 環境事業所

TEL:31-7710 FAX:31-8397

○由宇総合支所 市民福祉課

TEL:63-1112 FAX:63-6139

○錦総合支所 市民福祉課

TEL:72-2112 FAX:72-2120

○周東総合支所 市民福祉課

TEL:84-1112 FAX:84-7711

○美和総合支所 市民福祉課

TEL:96-1113 FAX:96-1712

※岩国市ごみ集積場所の設置場所に係る手続き

令和2年4月1日に「岩国市ごみ集積場所の設置等に係る取扱要綱」を定め、ごみ集積場所の設置、変更又は廃止があった際に、「ごみ集積場所届出書」を提出していただくようになりました。

記入例については 次ページを参照してください。

「ごみ集積場所届出書」提出の流れ

- 1 設置者が環境事業課又は総合支所と提出予定の「ごみ集積場所届出書」を基に事前協議をする。



- 2 環境事業課又は総合支所が現地調査を実施する。
※設置者に立会いを求めることができる。



- 3 設置者が正式に「ごみ集積場所届出書(様式別記)」を提出する。



- 4 収集開始又は収集廃止をする。



岩国市長 様

提出者 住 所 岩国市今津町一丁目〇番〇号
氏 名 岩国 太郎
電話番号 22-2222

ごみ集積場所届出書（新規・変更・廃止）

次のとおり届け出ます。

自治会等名称 (建物等の名称)	錦帯自治会	
集積場所住所	岩国市今津町一丁目△番☆号付近	
担当者 (提出者と同じであれば 記入不要)	住所	
	氏名	
	電話番号	
世帯数	10 世帯	
収集品目 (該当に○印)	全品目、可燃・不燃、資源品	
収集開始(廃止)予定日	〇〇年〇〇月〇〇日から(まで)	
誓約内容 (新規及び変更)	・設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けています。 ・ごみ集積場所の設置者、使用者等は、市が定めるごみの分別、排出方法等のルールを遵守するとともに、ごみ集積場所を清潔に保持するよう努めます。	
備考		
添付書類	共同住宅…位置図、建物配置図及び平面図 開発事業…位置図及び平面図	

ごみ集積場所の設置基準

ごみ集積場所は、収集作業及び利用において危険及び支障のない場所であって次の条件を満たすものとする。

- 1 道路交通法による駐停車禁止等道路における交通の規制がされていないこと。
- 2 ごみ収集車の通り抜けができる場所又は通り抜けができない場合は切り返しができる場所があること。
- 3 見通しの悪い曲がり角及びその付近でないこと。
- 4 設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けていること。

上記の事項のほか、家庭廃棄物の保管場所は、次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 共同住宅の 20 世帯以上の場合

- ア 1 世帯（単身者用住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建物から排出される家庭廃棄物以外の廃棄物と市が収集する家庭廃棄物が混入しないようにすること。

(2) 共同住宅の 10 世帯以上 20 世帯未満の場合

- ア 1 世帯（単身者用共同住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ その他構造等については、市長と協議すること。

(3) 開発事業の場合

- ア 1 戸（単身者用住宅の場合は、3 世帯を 1 戸とする。）当たり 0.1 平方メートル以上の面積とし、おおむね 20 戸ごとに 1 か所ずつ設置すること。ただし、その最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 幅員 4 メートル以上、勾配 10 分の 1 以下の道路に面し、収集車両が横付けして容易に収集できる場所であること。ただし、収集車両が前進のまま保管場所に進入し、通り抜けができる通路又は回転路がある場合は、この限りでない。

15 関係所管課及び主な公共施設の連絡先

市役所関係		
名称・施設名称	所在地	電話番号
●自治会担当		
地域づくり推進課	今津町一丁目 14 番 51 号	29-5015
由宇総合支所 地域振興課	由宇町中央一丁目 1 番 10 号	63-1111
周東総合支所 地域振興課	周東町下久原 1208 番地 1	84-1111
玖珂支所 地域振興班	玖珂町 4933 番地 2	82-2511
錦総合支所 地域振興課	錦町広瀬 12 番地 8	72-2110
美川支所 地域振興班	美川町四馬神 1057 番地	71-0329
美和総合支所 地域振興課	美和町生見 12126 番地	96-1111
本郷支所 地域振興班	本郷町本郷 2082 番地 1	75-2311
●出張所		
岩国出張所	岩国三丁目 14 番 26 号	41-0111
平田出張所	平田三丁目 22 番 18 号	31-2514
装港出張所	装束町一丁目 1 番 43 号	23-6032
柱島出張所	柱島 132 番地 7	48-2001
川下出張所	中津町二丁目 1 番 3 号	23-0641
愛宕出張所	門前町二丁目 35 番 2 号	32-6130
灘出張所	藤生町一丁目 10 番 14 号	31-8707
小瀬出張所	小瀬 285 番地 2	52-3312
藤河出張所	多田二丁目 117 番地 1	41-0037
御庄出張所	御庄 1735 番地	46-0001
北河内出張所	下 446 番地 2	47-3001
南河内出張所	土生 39 番地 3	47-3001
師木野出張所	柱野 831 番地 1	46-1001
通津出張所	通津 2571 番地 5	38-1001
祖生出張所	周東町祖生 4541 番地 1	84-0002
米川出張所	周東町下須通 378 番地	84-0002
川越出張所	周東町瀬越 1560 番地 5	86-0116
深須出張所	錦町深川 2770 番地	73-0001
高根出張所	錦町宇佐郷 1046 番地	74-0001
南桑出張所	美川町南桑 2420 番地 1	77-0001
根笠出張所	美川町根笠 598 番地 1	77-0211
●市民活動		
いわくに市民活動支援センター	麻里布町二丁目 9 番 8 号 フジグラン岩国 4 階	30-9030

●その他連絡先

詳しくは、各問い合わせ先にご相談ください。

項目	内容	問い合わせ先	
市道の維持管理	・市道に関する事	道路課	29-5130
防犯灯	・防犯灯の電気料金助成や設置補助金に関する事	くらし安心安全課	29-5018
敬老会 老人クラブ	・敬老会開催や老人クラブ活動に関する事	高齢者支援課	29-2588
日赤活動資金	・活動資金募集活動に関する事	福祉政策課	29-5070
共同募金	・共同募金活動に関する事	社会福祉協議会	22-5877
衛生環境の保全 公害	・アルゼンチンアリやゴケグモ類に関する事 ・犬や猫の飼い方に関する事 ・野焼きに関する事	環境政策課	29-5100
家庭ごみ	・家庭ごみに関する事	環境事業所	31-7710
防災行政無線	・防災や災害に関する事	危機管理課	29-5119
	・一般行政放送に関する事	秘書広報課	29-5016

16 自治会運営に関する参考資料

以下の資料は、自治会の運営を行うにあたって必要と考えられるものを例として掲載していますので、参考にいただければ幸いです。

※ なお、必ずしもこのような様式を用いて自治会を運営しなければならないというものではありません。地域の実情に合わせてお作りください。

〇〇自治会総会資料（例）

〇〇自治会

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日（△曜日）□□時から□□時□□分
2. 場所 〇〇自治会集会所
3. 議事次第
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 議長選任について
 - (3) 議事録署名人選任について
 - (4) 第1号議案 〇△年度活動報告について
 - (5) 第2号議案 〇△年度収支決算報告及び監査報告について
 - (6) 第3号議案 〇〇年度役員改選について
 - (7) 第4号議案 〇〇年度活動計画（案）について
 - (8) 第5号議案 〇〇年度予算（案）について
 - (9) 第6号議案 その他

第1号議案

○△年度活動報告について

1. 全体の活動

活動日	活動内容
○△年3月○日	総会 ○人出席
○△年6月○日	清掃作業 ○人出席
○△年7月○日	親睦スポーツ大会 ○人出席
○△年9月○日	清掃作業 ○人出席
○△年9月○日	敬老会 ○人出席
○○年1月○日	とんど祭 ○人出席

2. 各担当の活動

名称	活動内容
事務局	・役員会（6回） ・班長会議（2回） ・各種動員への参加（6回） ・総会資料等作成
広報	・広報紙等配布（毎月2回） ・回覧文作成・配布（毎月1回）
環境・美化	・ゴミ減量推進委員（ゴミステーションの見回り） ・清掃作業の段取り（年2回） ・公園清掃 ・花壇管理
防犯・防災・交通安全	・防犯パトロール ・防犯・防災関係の動員や研修参加 ・登校下校時の見守り
行事	・自治会館管理 ・親睦スポーツ大会・敬老会・とんど祭りの段取り ・体育・文化関係の動員や研修参加

第2号議案

○△年度収支決算報告及び監査報告について

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	備考
会費	180,000	180,000	300円*50世帯*12ヶ月
寄付金	1,000	20,000	
広報配布報償金	47,000	47,000	世帯割 12,000、基本割 35,000 (岩国市から)
公園管理報償金	4,000	4,000	
集会所使用料	2,000	2,500	5件
雑収入	457	30,014	利息 14円、防犯灯補助金 30,000円
前年度繰越金	345,543	345,543	
合計	580,000	629,057	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	備考
会議費	10,000	9,000	9回
総会費	5,000	4,000	
役員費	40,000	40,000	
消耗品	2,000	1,000	
交際費	50,000	50,000	スポーツ大会、敬老会、とんど祭
慶弔費	50,000	30,000	出産 1件、敬老 2件、死亡 1件
修繕費	50,000	50,000	LED防犯灯工事 2灯
光熱水費	50,000	50,000	
募金等	25,000	25,000	
岩国市環境衛生連合会会費	1,000	1,000	20円*50世帯
地区自治会連合会会費	2,000	2,000	
その他	5,000	5,000	清掃ジュース代
予備費	290,000	0	
合計	580,000	267,000	

収入 支出 差引残額 (次年度繰越金)

629,057円 - 267,000円 = 362,057円

監査報告

○△年度収支決算報告について関係書類帳、帳簿等を監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

○年○月○日

監事 ○○ ○○ 印

監事 ○○ ○○ 印

第3号議案

〇〇年度役員改選について

役職名		氏名	担当名称
会長			
副会長			
会計			
監事			
監事			
班長	1 班		広報
班長	2 班		環境・美化
班長	3 班		防犯・防災・交通安全
班長	4 班		行事
班長	5 班		(会長)

第4号議案

〇〇年度活動計画（案）について

1. 全体の活動

予定日	活動内容
〇〇年〇月〇日	総会
〇〇年〇月〇日	清掃作業
〇〇年〇月〇日	親睦スポーツ大会
〇〇年〇月〇日	清掃作業
〇〇年〇月〇日	敬老会
〇〇年〇月〇日	とんど祭

2. 各担当の活動

名称	活動内容
事務局	・役員会 ・班長会議 ・各種動員への参加 ・総会資料等作成
広報	・広報紙等配布（毎月2回） ・回覧文作成・配布（毎月1回）
環境・美化	・ゴミ減量推進委員（ゴミステーションの見回り） ・清掃作業の段取り（年2回） ・公園清掃 ・花壇管理
防犯・防災・交通安全	・防犯パトロール ・防犯・防災関係の動員や研修参加 ・登校下校時の見守り ・防災訓練
行事	・自治会館管理 ・親睦スポーツ大会・敬老会・とんど祭りの段取り ・体育・文化関係の動員や研修参加

第5号議案

〇〇年度予算（案）について

1. 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	前年予算額	備考
会費	180,000	180,000	300 円*50 世帯*12 ヶ月
寄付金	1,000	1,000	
広報配布報償金	47,000	47,000	世帯割 12,000、基本割 35,000 (岩国市から)
公園管理報償金	4,000	4,000	
集会所使用料	2,000	2,000	
雑収入	943	457	
前年度繰越金	362,057	345,543	
合計	597,000	580,000	

2. 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	前年予算額	備考
会議費	10,000	10,000	1 回 1,000 円
総会費	5,000	5,000	
役員費	40,000	40,000	
消耗品	2,000	2,000	
交際費	50,000	50,000	スポーツ大会、敬老会、とんど祭
慶弔費	50,000	50,000	
修繕費	50,000	50,000	LED 防犯灯工事、集会所修繕
光熱水費	50,000	50,000	
募金等	25,000	25,000	
岩国市環境衛生連合会会費	1,000	1,000	20 円*50 世帯
地区自治会連合会会費	2,000	2,000	
その他	5,000	5,000	清掃ジュース代
予備費	307,000	290,000	
合計	597,000	580,000	

〇〇自治会定期総会議事録（例）

定期総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（△曜日）□□時から□□時□□分
- 2 場 所 〇〇自治会集会所
- 3 会 員 数 〇〇名
- 4 出席人数 〇〇名（うち、委任状提出者〇〇名）
- 5 出席者氏名 別紙出席者名簿のとおり
- 6 議 事
 - （1） 会長挨拶
 - （2） 議長選任について
会長が挨拶の後、岩国太郎を議長に選任した。
 - （3） 議事録署名人選任について
議長が出席会員数を報告し総会の成立を宣言。議事録署名人に広島一郎、岡山博を選出し、異議なく承認された。
 - （4） 第1号議案 〇△年度活動報告について
異議なく承認された。
 - （5） 第2号議案 〇△年度収支決算報告及び監査報告について
異議なく承認された。
 - （6） 第3号議案 〇〇年度役員改選について
異議なく承認された。
 - （7） 第4号議案 〇〇年度活動計画（案）について
原案どおり承認された。
 - （8） 第5号議案 〇〇年度予算（案）について
原案どおり承認された。
 - （9） 第6号議案 その他
その他議案の提案なし。
これをもって議長より総会の議事終了挨拶があり閉会した。

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議	長	岩 国 太 郎	印
議 事 録 署 名 人		広 島 一 郎	印
議 事 録 署 名 人		岡 山 博	印

定期総会を書面決議に行う場合の案内（例）

年 月 日

会員各位

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

〇年度 〇〇自治会 定期総会の開催（書面決議）について

日頃から、自治会活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

当自治会では、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、＜理由など（例：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点）＞から、書面決議を行います。

つきましては、別紙「〇年度 定期総会資料」をお読みいただき、以下の「書面表決書」にご署名・各議案への賛否をご記入の上、〇月〇日（〇）までに〇〇へご提出をお願いいたします。

なお、議案の可決につきましては、規約に特別の定めがある場合を除き、ご提出いただいた書面表決書の内、賛成が過半数を超えた場合となります。

決議の結果については、後日ご報告いたします。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、各議案については〇年〇月〇日に開催しました役員会において、審議済みであることを申し添えます。

【問い合わせ】

〇〇 〇〇 電話番号 〇〇－〇〇〇〇

----- キリトリ線 -----

書面表決書

年 月 日

住 所

氏名（署名）

私は、〇〇自治会〇年度 定期総会における各議案について、次のとおり決議に関する権限を行使します。

第1号議案	〇年度事業報告	賛 成	・	反 対
第2号議案	〇年度決算報告	賛 成	・	反 対
第3号議案	〇年度監査報告	賛 成	・	反 対
第4号議案	…（以下、議案の数だけ続く）			

その他（ご意見等がありましたら、お書きください）

※ 各議案について、「賛成」「反対」のどちらかに○をつけてください。両方に○がある場合、また、両方に○がない場合は、賛成とみなします。

定期総会を書面決議で行った場合の議事録（例）

○年度 ○○自治会 定期総会議事録（書面決議）

本年度の定期総会については、インフルエンザ感染症拡大防止のため、参集しての開催を取り止め、別紙「○年度 定期総会資料」の議事を書面決議により行いました。

つきましては、当議事録をもって書面決結果のご報告に替えさせていただきます。

1. 審議事項及び議決の結果

第1号議案	○年度事業報告	賛成○人、反対○人、無効○人	可決（否決）
第2号議案	○年度決算報告	賛成○人、反対○人、無効○人	可決（否決）
第3号議案	○年度監査報告	賛成○人、反対○人、無効○人	可決（否決）
第4号議案……（以下、議案の数だけ続く）			

2. その他

総会（書面決議）の議事内容に相違ないことを認めます。

○年○月○日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

※この規約は、あくまでも一般的な例です。

地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体の認可を受ける場合の規約を作成する際は、地域づくり推進課に相談してください。

〇〇自治会規約（例）

制定 〇年〇月〇日

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は、〇〇自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を岩国市〇〇町〇番〇号に置く。※「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第 2 条 本会の区域は、岩国市〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

（会員）

第 3 条 本会の会員は、前条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第 4 条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住み良い地域社会の形成に資することを目的とする。

（活動）

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関すること。
- (3) 防災、防火、交通安全に関すること。
- (4) 住民相互の連絡、広報に関すること。
- (5) 〇〇会館の維持管理に関すること。
- (6) ……に関すること。

（役員の種別）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 部長 各部 1 名
- (5) 班長 各班 1 名
- (6) 監事 〇名

※ 部長、班長等は、会の規模等の必要に応じて設置してください。

（役員の選任）

第 7 条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

- 3 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- (5) 班長は、会員との連絡調整を行う。
- (6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会にこれを報告する。この場合において、会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年○月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動計画及び活動報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) ……に関する事項

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

※ 「総会の議長は、会長とする。」とすることも可能です。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、全会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) ……

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第 19 条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第 20 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第 21 条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) ……
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費及び手当)

第 22 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会役員に、手当を支給する。(※兼務の場合は金額の多いほうにする。)

- (1) 会長 年額〇〇〇〇円
- (2) 副会長 年額〇〇〇〇円
- (3) 会計 年額〇〇〇〇円
- (4) 〇〇部長 年額〇〇〇〇円
- (5) 班長 年額〇〇〇〇円
- (6) 監事 年額〇〇〇〇円

(会費)

第 23 条 本会の会費は、1 世帯当たり月額〇円とする。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 25 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

〇〇自治会会員名簿取扱い規程（例）

（総則）

第1条 この規程は、本自治会において、個人情報の保護の観点に立ち、自治会員名簿（以下「名簿」という。）の適正な管理運用方法について、必要な事項を定めるものである。

（名簿の定義）

第2条 この規程の対象となる名簿は、会員の氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等が記載された個票とする。

（名簿の利用目的）

第3条 名簿は、次の目的のために利用する。

- （1） 会員相互及び役員との諸連絡
- （2） 会員数の把握
- （3） 災害時の避難、救助活動等の基礎データ

（名簿の目的外利用の禁止）

第4条 名簿は、記載本人の同意がなければ前項の目的外の利用及び第三者への提供を行ってはならない。

（名簿管理責任者）

第5条 名簿管理責任者は、自治会長とする。

（名簿の作成）

第6条 会員情報は、別に定める個票により収集する。

- 2 会員情報を収集する際は、会員に利用目的を明確に説明しなければならない。

（情報収集の時期）

第7条 会員情報は毎年更新するものとし、収集時期は、通常総会において決定する。

- 2 事業年度の途中に入会した会員については、入会時に収集する。

（名簿の保管場所）

第8条 名簿は本自治会の事務所において保管する。

（名簿の廃棄）

第9条 新年度の名簿を収集した場合は、前年度の名簿は廃棄しなければならない。

- 2 名簿を廃棄するときは、判読不能となるようシュレッダー等を利用して処理する。

附則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

各 種 様 式



自治会長就任届

年 月 日

岩国市長 様

自治会名

自治会長・世帯数・班数について					
ふりがな					性別（任意）
氏名	①				☐ 男 ・ ☐ 女 ☐ その他
個人情報の 取扱いについて	自治会に関係する次に掲げる照会であると岩国市が認めた場合に限り、岩国市以外に個人情報を提供することについて同意します。 （ ☐ 同意する ・ ☐ 同意しない ） ※どちらかに☑してください。 【自治会に関係する照会】 ・自治会に関係する工事等を行う際の工事業者からの照会 ・不動産業者からの近隣対応のための照会 ・地域住民からの自治会に加入するための照会 ・地域住民からの自治会活動等に関する照会 ・市主催、共催、後援のイベントを開催するに当たり、実行委員会等からの近隣自治会に交通規制等の案内を送付するための照会 ・市議会議員及び公益的団体からの公益的な目的に使用するための照会 ※ 上記以外の事項の照会があった場合は、電話連絡等で同意を得た上で、情報提供します。 ※ 国、県、他の地方公共団体等の行政機関から公共事業の実施に必要なため申請があった場合は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき自治会長の同意を得ずに必要な限度の個人情報を提供することがあります。				
住所	②〒 _____ 岩国市				
☐携帯番号	③	☐電話番号			
		☐FAX 番号			
就任年月日	年 月 日		4 月 1 日現在の加入世帯数	④	世帯
	☐新任 ・ ☐継続		4 月 1 日現在の班数	⑤	班
広報紙配布先・必要部数について （空白箇所は上記項目の①～⑤の項目を適用します）					
氏名	①			広報紙の必要部数	④ 部
住所	②〒 _____ 岩国市			班回覧の必要部数	⑤ 部
				電話番号	③
広報紙等配布 報償金振込口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人

自治会集会所について

Q1. 自治会に集会所はありますか （☐はい ・ ☐いいえ）

Q2. Q1 ではいと答えた自治会へお尋ねします。その集会所は以下のどれにあたりますか。

（☐ 自治会所有 ・ ☐ 賃貸 ・ ☐市所有 ・ ☐その他（ ））

- 加入世帯数は、広報紙等配布報償金の算定根拠となりますので、正確に記入してください。（4 月 1 日現在の世帯数で 1 年間の報償金を算出いたします。年度途中で世帯数の変更があった場合でも報償金の額は変わりません。）
- 広報紙配布先・必要部数に変更があるときは、新しい部数を配布するため、配布日の 15 日前までに、地域づくり推進課へ御連絡ください。電話連絡で結構です。

【連絡先】 地域づくり推進課：29-5015

06

報 償 金 等 振 込 口 座 相 手 方 登 録 申 出 書

年 月 日

岩 国 市 長 様

岩国市からの支払先口座について、次のとおり申し出ます。



区分	☐ 新規	☐ 変更	☐ 追加	☐ 廃止
----	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

登録する自治会	自治会名	フリガナ	ジチカイ
		漢 字	自治会
	自治会長名		
	住 所	〒 - 山口県岩国市	
	電話番号	() -	

※どちらかに○をつけてください。変更がある場合は下欄に記入してください

前回と口座内容の変更	☐ あり	☐ なし
------------	-----------------------------	-----------------------------

自治会の口座	金融機関名	銀行・金庫 農業協同組合	本店・支店 本所・支所	出張所	
	預金種目	☐ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ 貯蓄預金			
	口座番号				
	カナ				

<岩国市記入欄>

所属課欄	受付日	年 月 日	相手方登録番号										
	担当課名	地域づくり推進課		担当者名				電話(内線)番号					

金融機関コード

支店コード

令和 年 月 日

自治会名		自治会					
申請者	住所	〒 岩国市					
	代表者						
	連絡先	TEL ※ごみの回収業者からご連絡させていただく場合がございます。					
実施日時	年 月 日 ()		午前・午後		時 分		開始
	雨天時の予定 (該当に○)		中止 ・ 下記日程に延期				
	年 月 日 ()		午前・午後		時 分		開始
実施場所 (該当に○)	・道路 ・側溝 ・河川 ・水路 ・公園 (注5) ・市営住宅 (注6) ・県営住宅、会社社宅等 (注6) 公園の名称 ()						
作業内容 (該当に○)	・ゴミ拾い ⇒市指定有料ゴミ袋に分別して入れて定期収集日に出してください。 ・草刈、草引き⇒木は250cm以内に切断してください。草木は原則山積みです。 ・土砂・土のう除去⇒しゅん浆土のみ、土のう袋に入れてください。 ・公園清掃 ⇒公園用回収袋を使用し、分別して入れてください。 木は50cm以内に切断して回収袋に詰めるか束ねてください。 ・その他 ⇒ () ※草刈機を使用する場合は、周囲の安全確認をしっかりと行ってください。						
必要品	土 の う 袋	要 ・ 不要	 要の場合	枚	職員 記入欄	受渡済 ・ 未	
	公 園 用 回 収 袋	要 ・ 不要		枚		受渡済 ・ 未	
	側 溝 蓋 の 開 閉 機 械	要 ・ 不要		台		受渡済 ・ 未	
参加人数	人						
ごみの 回収手続き (該当に○)	回収不要 ・ 回収必要			草木 ・ 土のう			
※公園清掃後は公園施設課 (TEL29-5160)へ御連絡ください。							

1. **作業実施日の10日前まで**には、**地域づくり推進課**へ提出してください。
2. 可能な限り、**集積場所がわかる地図**を添付してください。
3. 日時、場所等に変更がございましたら、**速やかに地区別の担当課**へ御連絡ください。
※地区別の担当課が不明な場合は、**地域づくり推進課**へお問い合わせください。
4. **事故等が発生した場合は、地域づくり推進課（Tel29-5015）**まで御連絡ください。
ふれあい保険が適用される場合がございます。
5. 公園を清掃される場合は、「岩国市自治会ハンドブック」の「公園清掃の処理フロー」を御覧ください。
6. 県営住宅、市営住宅、会社社宅等の敷地内の自治会清掃を実施するときは、各施設管理者へ連絡してください。

-53-

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

住所
申請者 自治会名
会長名
電話番号

岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金要望書

集 会 所 の 名 称	
集 会 所 所 在 地	
集 会 所 延 床 面 積	m ²
工 事 の 種 別 (いずれかに○を付けてください。)	新築 ・ 増改築 ・ 修繕
経 費	円
整 備 を す る 理 由 (具体的に記入してください。)	

(添付書類)

- (1) 団体規約及び役員名簿
- (2) 団体活動計画表
- (3) 収支予算書（様式第 1 号の 2）
- (4) 見積書（写し）
- (5) 設置位置図及び平面図
- (6) 土地の使用承認書（写し）※自治会が所有する建物の経年に伴う修繕の場合及び集会所の土地が自治会所有の場合は省略可
- (7) 登記事項証明書、契約書等建物又は土地の所有又は使用についての権利を証する書類（写し）※自治会が所有する建物の経年に伴う修繕の場合及び集会所の土地が岩国市所有の場合は省略可
- (8) 集会所の管理運営に関する予算書
- (9) 現況写真

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住所
団体名
代表者
電話番号

岩国市防犯灯設置事業費補助金交付申請書

岩国市防犯灯設置事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 設置理由

2 設置数

種類 区分		L E D 灯 ①	蛍光灯	L E D 灯 ②	水銀灯	ナトリウム 灯
既設の電柱等に 設置	新設	灯	灯	灯	灯	灯
	取替	灯	灯	灯	灯	灯
防犯灯用の柱を 併せて設置	新設	灯	灯	灯	灯	灯
	取替	灯	灯	灯	灯	灯

防犯灯用の柱を 設置	本
---------------	---

3 防犯灯設置事業費（経費） 円

4 岩国市以外からの補助金、寄附金等の額 円

5 補助申請額（100 円未満切捨て） 円

添付書類 (1) 事業見積書（写し）

(2) 設置位置図（既設の電柱等に設置する場合は、設置する電柱等の番号を図面に記入してください。）

(3) 設置機器の商品名等が確認できる資料（L E D 灯を設置する場合に限る。）

(4) 土地の占有許可書（写し）又は土地使用承諾届出書（様式第 2 号）（防犯灯用の柱を設置する場合に限る。）

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

設置位置図

(注) 既設の電柱等を使用する場合は、事前に電柱管理者の許可を得てください。また、必ず電柱番号をこの図に記入してください。

※既設の防犯灯を含む他の屋外照明と近接（おおむね 14 メートル未満）する場合は電気料金助成対象外となる場合があります。

補助金の額

種類 区分	L E D 灯① 蛍光灯 (1 灯当たり)	L E D 灯② 水銀灯 ナトリウム灯 (1 灯当たり)
既設の電柱等に防犯灯を設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。
防犯灯と防犯灯用の柱を併せて設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が35,000円を超えるときは、35,000円とする。
防犯灯用の柱を設置する場合	補助対象経費の10分の9以内 ただし、その額が15,000円を超えるときは、15,000円とする。	

- 1 この表において、L E D 灯①とは、防犯灯を10メートル以上20メートル未満の間隔で設置した場合において、公益社団法人日本防犯設備協会が定める技術標準の防犯灯の照度基準（S E S E 1901-4）に規定されたクラス B（以下「クラス B」という。）の明るさを確保できるものをいう。
- 2 この表において、L E D 灯②とは、防犯灯を20メートル以上の間隔で設置した場合において、クラス B の明るさを確保できるものをいう。
- 3 補助金を算定する場合において、その金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 柱島地区の自治会に対する補助金の上限は、この表のそれぞれの上限額に5,000円を加算した額とする。ただし、防犯灯用の柱を設置する場合を除く。

※修繕費用は補助金の対象となりません。維持管理費は設置団体の負担となります。

様式（第4条関係）

年 月 日

岩国市長 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号

ごみ集積場所届出書（新規・変更・廃止）

次のとおり届け出ます。

自治会等名称 (建物等の名称)		
集積場所住所		付近
担当者 (提出者と同じであれば記入不要)	住所	
	氏名	
	電話番号	
世帯数		世帯
収集品目 (該当に○印)		全品目、可燃・不燃、資源品
収集開始(廃止)予定日		年 月 日から(まで)
誓約内容 (新規及び変更)		・設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けています。 ・ごみ集積場所の設置者、使用者等は、市が定めるごみの分別、排出方法等のルールを遵守するとともに、ごみ集積場所を清潔に保持するよう努めます。
備考		
添付書類		共同住宅…位置図、建物配置図及び平面図 開発事業…位置図及び平面図

ごみ集積場所の設置基準

ごみ集積場所は、収集作業及び利用において危険及び支障のない場所であって次の条件を満たすものとする。

- 1 道路交通法による駐停車禁止等道路における交通の規制がされていないこと。
- 2 ごみ収集車の通り抜けができる場所又は通り抜けができない場合は切り返しができる場所があること。
- 3 見通しの悪い曲がり角及びその付近でないこと。
- 4 設置場所の所有者、自治会長等の管理者及び使用者に設置の承諾を受けていること。

上記の事項のほか、家庭廃棄物の保管場所は、次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 共同住宅の 20 世帯以上の場合

- ア 1 世帯（単身者用住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建物から排出される家庭廃棄物以外の廃棄物と市が収集する家庭廃棄物が混入しないようにすること。

(2) 共同住宅の 10 世帯以上 20 世帯未満の場合

- ア 1 世帯（単身者用共同住宅の場合は、3 世帯）当たり 0.1 平方メートル以上の面積であること。ただし、最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ その他構造等については、市長と協議すること。

(3) 開発事業の場合

- ア 1 戸（単身者用住宅の場合は、3 世帯を 1 戸とする。）当たり 0.1 平方メートル以上の面積とし、おおむね 20 戸ごとに 1 か所ずつ設置すること。ただし、その最小の面積は、2 平方メートルとする。
- イ ブロック等で区画し、幅 1.5 メートル以上の開口の取り出し口を設けること。ただし、外側に 180 度開く扉を設置する等収集に支障が生じない場合は、開口であることを要しない。
- ウ 床面は、コンクリート等で舗装し、汚水等の汚れを除去するための給水及び排水施設を設けること。
- エ 幅員 4 メートル以上、勾配 10 分の 1 以下の道路に面し、収集車両が横付けして容易に収集できる場所であること。ただし、収集車両が前進のままで保管場所に進入し、通り抜けができる通路又は回転路がある場合は、この限りでない。

岩国市歌

詞 村田 さち子

曲 池辺 晋一郎

♩ = 100 おおらかに

たびびと の し る べ と な り か が や か に
おおぞら の ひ かり あ び て き ら ら か に

たいがをわたる— きんたい きょう ふるさとの ほ こりを
だいちによこたう にしきが わ せせらぎの う た— が

つばさにか え て こどもたちは はね—をひろげ と び た
こころをつ な ぎ おなじめぐ み わけあいながら い き て

(V) **ff** V 1.
つ と お い ゆ め を お い か け て
る う つ く し— い こ の ま ち

2. rit. ---
で

岩国市歌

旅人のしるべとなり
輝やかに 大河を渡る
錦帯橋

ふるさとの誇りを
翼にかえて
子供たちは羽をひろげ
飛び立つ

遠い夢を追いかけて

二
大空の光浴びて
きららかに大地に横たう
錦川

せせらぎの歌が
心をつなぎ
同じ恵み分け合いながら
生きてる
美しいこの街で

岩 国 市 自 治 会 ハ ン ド ブ ッ ク

作成 令和6年1月

編集 岩国市

担当連絡先

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市役所市民協働部 地域づくり推進課 地域づくり推進班



0827-29-5015（直通）



0827-22-2866



kyoudou@city.iwakuni.lg.jp